

高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について
(案)

高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための
有識者会議

(平成 29 年 1 1 月 日)

<目次>

1. 高校生等の冬山登山の基本的な方向性等

(1) 経緯及び現状

(2) 高校生等の冬山登山の原則禁止について

1) 基本的な方針

①冬山登山の原則禁止

②実施上の条件や留意点等

2) 実施するために必要な条件等

①適切かつ安全な場所での基礎的内容にとどめること

②指導者の条件を整えること

③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること

④校長及び保護者の了解を得ること

3) 実施上の留意点

①計画段階

②当日の活動

③活動後の報告

④その他

2. 高校登山部顧問の資質向上等について

(1) 登山部顧問の指導力育成等

(2) 外部指導者の活用

(3) 山岳関係団体との連携

3. 国、全国高体連、各都道府県高体連及び山岳関係団体等が行うこと

(1) スポーツ庁等

(2) 全国高体連・各都道府県高体連（登山専門部）

(3) 山岳関係団体等

4. 最後に

1. 高校生等の冬山登山の基本的な方向性等

(1) 経緯及び現状

①経緯

スポーツ庁（平成 27 年 9 月末まで文部科学省）においては、毎年、各都道府県の知事や教育委員会教育長等に対し、冬山登山は多くの遭難事故が発生しており事故防止について万全の措置が必要である旨注意喚起を行ってきた。特に、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部に属する生徒を含む）及び高等専門学校生（1 年生から 3 年生まで）（以下、「高校生等」という。）以下については、原則として冬山登山は行わないよう指導してきたところである。

このような中、平成 29 年 3 月 27 日、栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会に参加していた生徒 7 名及び引率教員 1 名が、栃木県那須町で発生した雪崩に巻き込まれたことにより亡くなるという痛ましい事故が起きた。

栃木県教育委員会においては、この事故を受け、事故の状況、課題等の検証を行うとともに、事故の再発防止に資するため、第三者の有識者による雪崩事故に関する検証委員会を設置し、調査・検証等を行い、平成 29 年 10 月 15 日、検証委員会が取りまとめた最終報告書を公表した。

スポーツ庁においては、平成 29 年 3 月 31 日から 4 月 21 日に高校生等の冬山登山の実施状況等を把握するため緊急調査を行うとともに、高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議を設置し、実態調査結果や栃木県教育委員会が設置した検証委員会の検証結果等を踏まえ、再発防止策を検討することとした。

②現状

高校生等の登山は、自然・環境教育、自立心や協調性の涵養、リーダーシップの発揮等、様々な教育的な意義があるため、学校教育活動の一環として、運動部活動（登山部やワンダーフォーゲル部等）又は学校行事等の外、各都道府県高等学校体育連盟（以下、「各都道府県高体連」という。）等による登山や登山に関する講習会等（以下、「講習会等」という。）が行われている。

高校生等の冬山・春山登山の実施状況については、スポーツ庁の調査によると平成 28 年度に冬山・春山登山を実施した高等学校等は 402 校で、登山部等がある高等学校等（1,033 校）の約 40%、全国の高等学校等（5,876 校）の約 7%であった。（*1）

また、（公財）全国高等学校体育連盟（以下、「全国高体連」という。）登山専門部の調査によると、全国高体連登山専門部に加盟する高校生等の人数は、平成 18 年度は 6,580 人であったが、平成 29 年度は 10,574 人と近年は増加傾向にある。（*2）

*1. 「冬山・春山登山の実態調査」（平成 29 年 6 月 21 日スポーツ庁公表）

高等学校等：国公私立高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部含む）及び高等専門学校

冬山・春山登山：平成 28 年度における冬から春にかけて主に雪上で実施する活動（登山、講習会等）

登山部等：登山部、山岳部、ワンダーフォーゲル部等の名称を問わず、登山を行う部活動及び同好会
*2. 「(公財) 全国高等学校体育連盟登山専門部加盟校数等の推移」(高体連登山専門部調べ)

(2) 高校生等の冬山登山の原則禁止について

本有識者会議においては、高校生等の冬山登山の実施について、上記のことを踏まえ、4回にわたり審議した結果、以下のとおり、原則として禁止する旨の基本的な方針を示すとともに、あわせて、例外的に実施する場合の条件や留意点等を取りまとめた。

1) 基本的な方針

①冬山登山の原則禁止

高校生等については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、引き続き、原則として冬山登山は行わないこと。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪、積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などの遭難事故が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。なお、これには各都道府県高体連登山専門部等が主催する講習会等も含むが、スキー場のコース内におけるスノースポーツ(*3)を除く。

*3. スノースポーツとは、スキー、スノーボード、チェアスキーその他の雪上のスポーツや遊びのこと

②実施上の条件や留意点等

高校生等の登山の教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、学校の管理下のもと保護者の了解を得て、冬山でリーダーシップを取れる指導者の確保など、安全な実施に必要な条件を整えた上で、登頂を目的とはしないで技術や体験面における明確な獲得目標を定め、その目標を生徒が実現しうるために適切かつ安全な場所を選定し、飽くまでも安全登山の基礎となる内容にとどめること。

また、実施に当たっては、下見や準備を十分にしておき、事前に各地域の登山計画審査会(仮称)などで承認された計画であることを確認し、生徒への事前指導を行うこと。もし予定した通りに行動できないと判断される場合には、即座に行動を一旦停止、状況を冷静に観察・検討・相談すること。その上で、場合によっては実施を見合わせることを。

このように例外的に冬山登山を実施する場合には、下記2)実施するために必要な条件等及び3)実施上の留意点を踏まえて、安全対策に最大限配慮して実施すること。

なお、高等学校等や各都道府県高体連登山専門部以外の団体が主催する高校生等が参加する冬山登山についても上記に準じて実施するよう、スポーツ庁は山岳関係団体(全国組織)に、各都道府県教育委員会は域内の山岳関係団体に対して周知すること。また、各高等学校等に対しては、各所管の機関から確実に周知すること。

2) 実施するために必要な条件等

①適切かつ安全な場所での基礎的内容にとどめること

活動場所については、冬山登山の獲得目標を踏まえ、そのために適切な場所であるかを十分に複数で検討すること。その上で時期、気象状況、地形、斜度、積雪量、参加生徒と指導者の技量やバックアップ体制の充実程度などから選定すること。また、活動内容は安全登山のための基礎的な内容であり、登頂を目的とはせずに、歩行技術（歩き方、ラッセル等）や生活技術（幕営、炊事等）等の習得を目的とする活動とすること。

②指導者の条件を整えること

冬山登山の実施に当たっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人（リーダー）は、冬山のような厳しい環境での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格（下記ア）を有していることが望ましい。なお、資格に準じるものとしては、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会（下記イ）の履修とともに、一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験（下記ウ）を有し、継続的に活動していることが望ましい。

また、リーダー以外の引率者においても、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めること。

<ア資格名>

- ・日本体育協会公認スポーツ指導者資格
（公認山岳指導員、公認山岳上級指導員、公認山岳コーチ）
- ・その他：例えば、山岳ガイド協会の山岳ガイドステージⅠ

<イ研修会名>

- ・国立登山研修所が実施する高校登山部顧問等のための研修会
- ・国立登山研修所が実施する安全登山普及のための指導者研修会
- ・各都道府県が実施する登山に関する研修会・講習会
- ・山岳関係団体が実施する登山に関する研修会・講習会

<ウ冬山経験>（各都道府県の審査会で個別に審査）

- ・時期・山名・ルート・役割を踏まえ、総合的に審査
（■年■月に〇〇山の△△ルートをリーダーとして経験）

③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること

冬山登山を実施する高等学校等又は各都道府県高体連等は、事前に登山計画（活動目的、活動場所（山域、ルート）、活動内容、参加生徒等の活動経験、引率者・指導者の体制と資質、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等）を作成し、各都道府県において設置する登山計画を審査する組織（登山計画審査会（仮称））の審査を受けるものとする。なお、審査対象としては、各都道府県高体連が主催する講習会等も含めること。

各都道府県教育委員会、各都道府県私立学校主管部局及び各都道府県高体連（登山専門部）は、各機関が連携して地元の登山の専門家など外部有識者を含めた登山計画審査会（仮称）を設け、高等学校等又は各都道府県高体連等が実施する冬山登

山の登山計画を総合的に審査し、必要に応じて改善を指示すること。なお、これを通じて、登山指導者の育成を図ること。

また、各国公立大学法人附属、市町村立及び株式会社立の高等学校等においては、高校生等が参加する登山計画について、所在する都道府県の教育委員会、私立学校主管部局及び各都道府県高体連等と連携するなどして、地元の山岳関係団体や登山専門家の助言を求めること。

④校長及び保護者の了解を得ること

冬山登山の登山計画を作成する者（部活動顧問教員又は各都道府県高体連関係者等）は、適切な獲得目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校生等の校長及び保護者の了解を得ること。

⑤生徒への事前指導を実施すること

各学校において、登山部等の指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク（危険）や対策等についても事前に指導しておくこと。併せて、日頃の部活動の中で、冬山登山に必要な基礎的な知識、技術等に加えて、冬山登山の多様なリスクや安全確保についても指導しておくこと。

3) 実施上の留意点

①計画段階

○主催者の役割の明確化と関係者との連携

- ・冬山登山の計画作成に当たっては、学校、各都道府県高体連及び教育委員会の責任と役割を明確にし、関係者間で密接に連携を図ること。
- ・計画は事前に関係者間で打合せをするなど認識の共有を図ること。

○計画の企画立案、原案作成

- ・主催者は、参加者の希望する内容を把握し、この活動による獲得目標も明確にすること。それに基づいて、全体としての活動目的を明確化し、参加者の体力や技術に応じた計画とすること。
- ・主催者は、目的等や地形・気象情報等の事前調査を踏まえた活動場所を選定し、必ず下見を行うこと。
- ・様々な事態に備え、必ず荒天時の計画も作成すること。

○生徒の事前学習、保護者の承諾、保険加入

- ・主催者は、生徒が事前に活動内容等（気象の基礎知識、雪崩等の遭難対策を含むことが望ましい）について学習する機会を設けること。事前に保護者に登山計画等を示し、承諾を得ること。すべての参加者は山岳保険に必ず加入すること。

○危機管理体制の確立

- ・主催者は、事故発生時対応マニュアルや緊急連絡先を作成し、緊急時に速やかに対応可能な組織、通信手段、関係機関との協力体制を入山前に構築しておくこと。

○装備品

- ・主催者は、必要な装備品等（個人及び共同の装備品、食糧、通信機器等）を確保し、事前にその使用方法等について習熟しておくこと。
- ・教育委員会及び各都道府県高体連登山専門部は、必要に応じて、装備品等を貸し

出すなどの支援方策も検討すること。

○計画の事前審査

- ・主催者は、教育委員会、私立学校主管部局及び各都道府県高体連等が連携して設置する登山計画審査会（仮称）において、事前に可能性のある行動範囲と行動内容に関する登山計画の審査を受けること。
- ・登山計画審査会（仮称）は、提出された計画について、安全性に疑義があると判断されるときは、当該事項を指摘するとともに、その改善策を提案すること。
- ・主催者は、登山計画に関し、登山計画審査会（仮称）から指摘を受けたときは、必要な改善策を講じた上で、再度審査を受けること。

○登山計画書（登山届）の提出

- ・主催者は、作成した登山計画書又は登山届を警察等の関係機関に提出すること。

②当日の活動

○活動の範囲と目的の明確化

- ・主催者は、活動前に参加生徒の所属・氏名・人数等を確認するとともに、当日の活動目的を明確にし、指導者間で認識を共有し、参加者への伝達・情報共有を徹底すること。
- ・主催者は、気象条件の変化等により予定していた計画を変更する場合には、事前に計画され、関係機関に届けられた荒天時の計画に従って行動することを原則とする。なお、事前に計画されていない行動が事故発生の原因となる可能性が高まることについての認識を関係者間で共有すること。

○気象状況等の情報収集

- ・主催者は、当日の活動内容について、気象状況及び参加生徒の体力、技能及び心理的変化等を十分に把握した上で、計画変更の必要性について複数の指導者で検討し決定すること。

○適切な実施体制の構築

- ・主催者は、複数引率者の体制や本部の組織体制（意思決定含む）を適切に構築すること。また、活動中においても引率者間や本部と引率者間のコミュニケーションを密に行い、必要な情報を共有すること。なお、当日の指導体制が十分に整わない場合には、外部専門家等の協力を得ること。

○必要な装備の携行

- ・主催者は、活動目的や場所に適した装備品等（食糧、通信機器を含む）を携行すること。

○高いレベルの安全への配慮

- ・主催者及び引率者は、活動中に生じる恐れのある危険から生徒を保護すべき高いレベルの安全配慮が求められるため、仮に生徒の希望があったとしても、事前に確認した内容や方法、活動範囲を逸脱しないようにすること。

○緊急連絡先の携行

- ・主催者は、緊急時の連絡先を整備（警察消防等の関係機関を含む）携行すること。

③活動後の報告

○活動結果の報告、共有

- ・主催者は、活動終了後速やかに、教育委員会に活動報告（ヒヤリハット事例は必

ず含めること)を提出すること。教育委員会は、各都道府県高体連等と連携し活動報告(ヒヤリハット事例等)について、各学校等に対し情報提供すること。

④その他

○災害時におけるメンタルヘルスケア

- ・事故が発生した場合には、関係者の心のケアを実施する体制を整備し、事故後の緊急対応のみならず中長期的に継続すること。

○その他、各地域において個別に配慮が必要な事項

- ・各地域において配慮が必要な事項がある場合には個別に配慮すること。

2. 高校登山部指導者の質の向上等について

高校生等の冬山登山を実施する場合の必要条件や留意点等は、上記のとおりであるが、活動中においては、高校登山部の指導者が気象条件の変化等を踏まえて適切に判断しなければならないことから、自治体、学校の設置者、学校及び各都道府県高体連等の関係団体が連携して指導者の質の向上のための取組を推進する必要がある。

(1) 登山部顧問の指導力育成等

各都道府県教育委員会及び各都道府県高体連は、山岳関係団体等と連携して、部活動顧問教員等の指導者が冬山登山についての豊富な知識と経験が得られるよう、適切な研修機会を確保すること。

学校の設置者等は、登山部の顧問教員等の指導者が備えるべき知識や経験を習得できるよう、各種研修会への参加に配慮すること。

教育委員会及び各都道府県高体連等は、学校における登山計画書の作成に当たっては、顧問教員等の指導者育成の観点から、必要に応じて顧問教員等に対する適切な支援を行うこと。

(2) 部活動指導員や外部指導者の活用

登山部を設置する学校は、冬山登山についての豊富な知識と経験を有する教員を顧問に配置できないときは、有資格者である部活動指導員や外部指導者を配置するなど、日頃の活動から、リスクマネジメント能力が高められるような指導を行える環境を整えること。

学校の設置者等は、部活動指導員や外部指導者の活用に当たって、各指導者が生徒に対し教育的な配慮ができるよう、適切な研修機会を設けるなどの環境を整えること。

(3) 山岳関係団体との連携

登山部を設置する学校は、冬山登山の計画作成に当たっては、現地の気象環境の把握、引率体制、必要な装備品等について、学校だけで判断せず、山岳関係団体に助言を求めるなどして、綿密なものとなるように留意すること。

また、各都道府県高体連等が主催する講習会等に参加しようとする場合であっても、学校が実施内容を詳細に把握し、必要に応じて主催者と協議を行うなど、特に経験の浅い引率者に過度な負担がかからないよう留意すること。

3. 国、全国高体連、各都道府県高体連及び山岳関係団体等が行うこと

高校生等の冬山登山を実施する場合には、スポーツ庁、国立登山研修所、全国高体連登山専門部及び山岳関係団体等の関係機関が連携・協力して実施上の留意点等の趣旨の周知徹底を図るとともに、指導者の質の向上に関する取組等を行い、その安全を確保することが必要である。

(1) スポーツ庁等

- ・冬山登山の原則禁止及び例外的な実施のための条件や留意点等の周知徹底
- ・都道府県における高校登山部顧問等の関係者を対象とする研修会の開催支援
- ・(独)日本スポーツ振興センター(国立登山研修所)は、高校登山部顧問等の関係者を対象とする研修会の開催とともに、山岳関係団体等と連携して、登山部の指導者向け指導テキスト、高校生等登山初心者向け参考資料の作成・公開

(2) 全国高体連・各都道府県高体連(登山専門部)

- ・実施上の留意点等の周知徹底並びに定期的な実施状況の把握及び課題に対する対策
- ・高校登山部顧問等の関係者を対象とする研修会の開催(開催支援含む)
- ・教育委員会との連携促進

(3) 山岳関係団体等

- ・高校登山部顧問等の関係者を対象とする研修会の開催(開催支援含む)
- ・登山部の指導者向け指導テキスト、高校生等登山初心者向け参考資料の作成・公開の協力支援
- ・教育委員会、学校等の要請に基づく、有識者や指導者等の派遣協力支援
- ・登山者に対する安全登山に係る普及啓発活動、登山指導者の育成の推進

4. 最後に

高校生等の冬山登山の事故防止については、本年3月に栃木県那須町で発生した痛ましい事故を踏まえ、その安全対策に万全の措置が必要であることはいうまでもない。

今後、スポーツ庁においては、この有識者会議で取りまとめた報告書の内容について、全国の高等学校等に確実に周知されるよう、各都道府県教育委員会や私立学校主管部局等の関係機関に対して周知徹底を図っていただきたい。

また、高校生等の冬山登山に関わる全ての関係者においては、本報告書の内容を踏まえ、二度と同様の事故を起こさないという決意を胸に必要な対策に真摯に取り組んでいただきたい。